

新型コロナウイルス感染症の影響による 一時的な生活資金の特例貸付に関するご案内

福岡県社会福祉協議会の受託事業として、宮若市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金の以下の資金について特例貸付を実施しています。（貸付には審査があります）

申請の受付期間が令和3年3月末日までに延長されましたのでお知らせします。

まずは、事前に電話でご相談ください。

緊急小口資金

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- 貸付上限額 10万円以内 ※但し、特に必要とみとめられる場合は20万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 貸付利子・保証人 無利子・不要

総合支援資金

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

- 貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内 ■据置期間 1年以内
(単身) 月15万円以内 ■償還期限 10年以内
- 貸付期間 原則3ヶ月以内 ■貸付利子・保証人 無利子・不要

必要書類

- 住民票（世帯全員分・本籍地が記載されているもの）
- 免許証写 ● 保険証写 ● 通帳 ● 印鑑（シャチハタ不可）
- 所得証明書・確定申告書の控・源泉徴収票のいずれか
- 減収したことがわかる書類（給与明細、帳簿等）

※総合支援資金の貸付に際しては、自立相談支援機関による継続的な支援を受けていただく必要があります。

宮若市役所 自立相談支援室
(困りごと相談室)

住所：宮若市宮田29-1 宮若市役所2F TEL：0949-32-3477
あらかじめ電話でのご予約をお願いします。

お申込み・お問い合わせ先

宮若市社会福祉協議会

TEL：0949-32-0335

住所：宮若市宮田4406-1 FAX：0949-32-1009